特定非営利活動法人メイアイヘルプユー定款

第1章　総則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人 メイアイヘルプユーという。

（事務所）

第2条　この法人は、事務所を東京都品川区内に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は、介護サービスの評価の方法とシステム及び実施に関する事業を行い、その成果を利用者・住民に情報開示をし、研修などを通し「利用者の選択」を支援すると共に、サービス事業者に対する研修とコンサルティングを行い、「良質なサービスの提供」を支援し、高齢社会の福祉の向上に寄与することを基本方針とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2)　まちづくりの推進を図る活動
(3)　環境の保全を図る活動
(4)　人権の擁護または平和の増進を図る活動
(5)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条　この法人は第３条の目的を達成するため特定非営利活動法人として次の事業を行う。

(1)　介護サービスに関する事業
(2)　第三者評価に関する事業
(3)　情報提供に関する事業
(4)　相談に関する事業
(5)　コンサルティングに関する事業
(6)　研修に関する事業
(7)　会報及び出版物の発行に関する事業
(8)　調査研究に関する事業
(9)　介護保険及び、医療保険に関する事業

第３章　会員

（種別）

第6条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1)　正会員

この法人の目的に賛同して入会した法人の推進活動を行う個人

(2)　協力会員

この法人の目的に賛同して入会した日常活動を行う個人

(3)　賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

（入会）

第7条　会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を会長に提出するものとする。

2　会長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条　会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき

(2)　本人が死亡し、又は賛助会員である団体が消滅したとき

(3)　正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4)　除名されたとき

（退会）

第10条　会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（入会金及び会費の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1) 理事　　３人以上　　10人以内

(2) 監事　　１人以上　　２人以内

2　理事のうち１人を会長とし、１人を副会長とすることができる。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2　会長及び副会長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員をかねることができない。

（職務）

第15条　会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、第13条１項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

（費用の支弁）

第19条　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2　前項に関して必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

（事務局及び職員）

第20条　この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長、事務局次長及び必要な職員を置くことができる。

2　事務局長及び事務局次長は、理事会の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

3　事務局長及び事務局次長は理事の中から選出することができる。

4　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第５章　総会

（種別）

第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　事業計画及び予算並びにその変更

(5)　事業報告及び決算

(6)　役員の選任又は解任

(7)　役員の職務

(8)　入会金及び会費に関する事項

(9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

（招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法を持って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　事務局の組織及び運営に関する事項

(4)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条　理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　会長が必要と認めたとき

(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3)　第15条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき

（招集）

第34条　理事会は会長が招集する。

2　会長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条　理事会の議長は会長がこれに当たる。

（議決）

第36条　理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条　各理事の表決権は平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

（資産の管理）

第40条　この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第42条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第43条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第44条　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第45条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第46条　この法人の事業年度は、毎年１０月１日に始まり翌年９月３０日に終わる。

（臨機の措置）

第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を

得なければならない。

2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、公益法人や国または地方公共団体に寄付するものとする。

（合併）

第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する賃借対照表については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章　雑則

（細則）

第53条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

　　会　長　　新津　ふみ子

理　事　　葭田　美知子
　　末吉　一成
監　事　　大野　幹憲

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年9月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年9月30日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金、会費は、第8条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

（1）年会費	①正会員	2，000	円
	②協力会員	1，000	円
	③個人賛助会員1口	2，000	円
	④団体賛助会員1口	5，000	円
（2）入会金		1，000	円

7. 平成15年11月1日一部変更
8. 平成17年2月22日一部変更
9. 令和2年3月6日一部変更